

お知らせ

多重債務特別相談

多重債務でお困りの方を対象に、専門相談員が無料で電話相談を受け付けます。▶日時:3月7日(月)・8日(火)午前9時～午後4時30分▶相談先・問合せ:消費生活センター ☎5910-4860

緑化委員会の区民委員を募集

みどりの保全や創出に関する重要な事項を検討する会議です。委員会は、区民や学識経験者など20名程度で構成されます。 ※謝礼あり。 ※保育あり(6カ月以上の未就学児対象)。▶対象:区内在住で、年3回程度、主に平日の昼間に開催する会議に出席できる方▶任期:7月から2年間▶募集人数:5名(選考)▶申込:「練馬のみどりを保全および創出するために区民ができること」をテーマとした作文(800字程度。様式自由)に①住所②氏名(ふりがな)③年齢④性別⑤職業⑥電話番号⑦みどりに関する活動実績(ある方のみ)⑧区の審議会・懇談会などの委員の経験がある方はその名称と任期を記入の上、3月31日(必着)までに持参または郵送、電子メールで〒176-8501 区役所内みどり推進課管理係(本庁舎18階) ☎5984-1359 [Eメール midori_suisin@city.nerima.tokyo.jp](mailto:midori_suisin@city.nerima.tokyo.jp) ※結果は、5月中に通知します。

若者自立支援事業(ねりま若者サポートステーション・居場所) ①活動報告会②利用説明会

▶対象:15～49歳の未就労やひきこもりなどの状態にある方の家族・支援者 ※本人の参加も可。▶日時:①3月19日(土)午後2時～4時②26日(土)午後1時30分～2時30分③午後2時40分～4時▶場所:①ココネリ3階②光が丘区民センター5階▶定員:①80名②各30名(先着順)▶申込:電

話でねりま若者サポートステーション ☎5848-8341(木・日曜、祝日を除く)

福祉・障害のある方

中学校を卒業するお子さんの受給者証の手続きをお忘れなく

⑦医療証の受給資格がなくなる方で、心身に障害のある方は引き続き医療費の助成が受けられる場合があります。▶対象:中学校を卒業する方で、次の①～③のいずれかをお持ちの方 ①身体障害者手帳1・2級(内部障害の方は3級も含む)②愛の手帳1・2度③精神障害者保健福祉手帳1級▶扶養義務者の所得制限:398万4000円以下(扶養親族1人の場合。扶養親族1人増すごとに38万円を加算)▶申込:お持ちの手帳と健康保険証を持参の上、各申込先へ

申込先	電話・ファクス番号
①②の方 総合福祉事務所	〒176の地域…練馬(区役所西庁舎2階) ☎5984-4612 FAX5984-1213
	〒179の地域…光が丘(光が丘区民センター2階) ☎5997-7060 FAX5997-9701
	〒177の地域…石神井(石神井庁舎4階) ☎5393-2817 FAX3995-1104
	〒178の地域…大泉(大泉学園ゆめりあ1(4階)) ☎5905-5274 FAX5905-5277
保健予防課精神保健係(区役所東庁舎6階)	☎5984-4764 FAX5984-1211
③の方 保健相談所	豊玉(豊玉北5-15-19) ☎3992-1188 FAX3992-1187
	北(北町6-35-7) ☎3931-1347 FAX3931-0851
	光が丘(光が丘区民センター1階) ☎5997-7722 FAX5997-7719
	石神井(石神井町7-3-28) ☎3996-0634 FAX3996-0590
	大泉(大泉学園町5-8-8) ☎3921-0217 FAX3921-0106
関(関町東1-27-4) ☎3929-5381 FAX3929-0787	

選挙で郵便等投票ができます(一定の障害がある方)

下表に当てはまり自書できる方は、郵便等で投票ができます。また、下表に当てはまり、上肢または視覚の障害の程度が1級の方は、代理記載人に投票の記載をさせ、郵便等で投票ができます。いずれも事前に選挙管理委員会への申請が必要です。

区分	等級	
介護保険被保険者証	要介護5	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級

※戦傷病者手帳をお持ちで、一定の要件に当てはまる方も郵便等投票ができます。

〈選挙のお知らせへの点字貼付〉

選挙のお知らせに点字シールを貼付できます。希望する方は、お問い合わせください。

◎問合せ:郵便等投票について…選挙管理委員会事務局 ☎5984-1399 FAX 5984-1226、点字貼付について…ひと・まちづくり推進係 ☎5984-1296 FAX 5984-1214

事業者向け

有料広告を募集

申し込み方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

●ねりま区報

▶掲載募集号:6月1日号～8月21日号(毎月1日・11日・21日発行)▶掲載位置:①②中面記事下③中面欄外※1日号は③のみ募集。▶広告サイズ(縦mm×横mm)・料金(1回):①60×120…8万円②60×243…16万円③10×235…1万円▶刷色:①②4色カラー③2色(黒・青)▶発行部数:約21万部▶配布先:新聞折り込み、区内・周辺の各駅、区内金融機関・郵便局、区立施設など▶申込期限:4月1日(金)▶問合せ:広報係 ☎5984-2690

●消費者だより「ぷりずむ」

▶掲載位置:裏表紙▶広告サイズ(縦mm×横mm):55×185▶料金:3万円▶刷色:2色(色指定不可)▶発行月:5月▶発行部数:2万部▶配布先:町会・自治会、商店会、区立保育園・幼稚園、区立施設など▶申込期限:3月31日(休)▶問合せ:消費生活係 ☎5910-3089

●高齢者の生活ガイド

▶掲載位置:巻末▶広告サイズ(縦mm×横mm)・料金:①127×90…1万5000円②60×185…1万5000円③127×185…3万円④260×185…6万円▶刷色:2色(黒・緑)▶発行月:7月▶発行部数:2万5000部▶配布先:区民事務所(練馬を除く)、総合福祉事務所、地域包括支援センター、はつらつセンター、敬老館、高齢社会対策課(区役所西庁舎3階)など▶申込期限:3月31日(休)▶問合せ:高齢社会対策課計画係 ☎5984-4584

●シニアナビねりま

▶掲載位置:トップページ画面下部▶広告サイズ(縦×横(ピクセル)):60×120▶容量:10キロバイト以内▶料金(月額):3,000円▶掲載期間:4月1日(金)～来々3月31日(金)※月単位での申し込み可。▶形式:GIF形式(アニメーションGIF・透過GIFは不可)▶問合せ:いきがい係 ☎5984-4763

働く

ごみの収集作業員【会計年度任用職員(サポートスタッフ(登録制))】

▶対象:ごみ収集ができる体力のある方▶日時:月～土曜午前7時40分～午後4時25分(月16日以内)▶場所:練馬清掃事務所または石神井清掃事務所(谷原)▶報酬:日給1万745円 ※交通費支給。 ※特殊勤務手当を含む。▶申込:直接または電話で清掃事務所【練馬 ☎3992-7141、石神井(谷原) ☎5393-3001】

申請期限
3/31(必着)

保険料を減額・免除します

新型コロナウイルス感染症の影響により下記に当てはまる場合には、保険料の減免を行います。減免には申請が必要です。詳しくは、お問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。 ※令和2年の所得状況などによって減免の対象とならない場合があります。▶問合せ:1国民健康保険料減免相談コールセンター ☎5984-1644 2後期高齢者保険料係 ☎5984-4588 3資格保険料係 ☎5984-4592

1国民健康保険 2後期高齢者医療保険

対象(1は世帯、2は被保険者)
次のA④のいずれかに当てはまる場合 A④主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合 B④主な生計維持者が次の①～③の全てに当てはまる場合 ①3年の事業収入等(※)のいずれかの減少額が、2年の10分の3以上 ②2年の合計所得金額が1000万円以下 ③減少した事業収入等を除いた2年の所得が400万円以下 ※事業収入等…給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入

3介護保険

対象
次のA④のいずれかに当てはまる方 A④世帯の主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方 B④世帯の主な生計維持者が次の①②の両方に当てはまる方 ①3年の事業収入等(※)のいずれかの減少額が、2年の10分の3以上 ②減少した事業収入等を除いた2年の所得が400万円以下 ※事業収入等…給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入

税に関するお知らせ

確定申告の申告期限と納期限

税の種類	申告・納期限
所得税・贈与税	3/15(火)
個人事業者の消費税・地方消費税	3/31(休)

〈コロナの影響で期限内の申告・納付が困難な方へ〉

感染者や自宅待機者など期限内に申告・納付が困難な方は、4月15日(金)まで申告・納付期限を延長することができます。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。▶問合せ:税務署【練馬東 ☎6371-2332、練馬西 ☎3867-9711】



特別区民税・都民税(住民税)の申告期限は3月15日(火)

3月16日(水)以降に確定申告や住民税の申告をした場合、4年度住民税の特別徴収税額通知書・普通徴収納税通知書への反映が間に合わない場合があります。▶問合せ:税務課区税第一～第四係 ☎5984-4537

事業者の皆さまへ インボイス制度の説明会を開催

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは、売り手の事業者が、買い手から求められたときに、正確な適用税率や消費税額などを請求書で伝えるものです。来々10月の制度導入に向け、説明会を開催します。▶日時:3月3日(木)④午前10時30分～11時30分⑤午後1時～2時▶場所:勤労福祉会館▶定員:各20名(先着順)▶申込:電話で練馬西税務署 ☎3867-9711 ※制度について詳しくは、国税庁ホームページでご覧いただけます。

